

第1 調査の目的等

1 目的

我が国の雇用失業情勢は、平成22年9月の有効求人倍率が0.55倍、完全失業率が5.0%となっており、ともに前月よりも改善したものの、依然として厳しい状況となっている。

こうした中、いわゆる雇用のミスマッチ（求人者と求職者のニーズの不一致）の解消は、職業安定行政における大きな課題の一つとなっている。

厚生労働省は、従前から、雇用のミスマッチの解消に向けた取組として、公共職業安定所を中心に、情報提供の充実、求人開拓の推進、スキル不足や年齢等が就職のネックとなっている求職者への支援などを講じてきている。

しかし、平成21年度の公共職業安定所における新規求職者数に対する就職者数の割合は26.1%、新規求人数に対する就職者数の割合（充足率）は32.8%と、依然として、公共職業安定所が受理する求人においてミスマッチによるとみられる未充足求人が多数ある。

一方、近年、職業紹介事業に参入する地方公共団体及び民間事業者は増加傾向にあり、それらの中には、公共職業安定所と連携するなどにより、職業紹介事業や就労支援に積極的に取り組む例がみられる。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、公共職業安定所における雇用のミスマッチの解消を図り、求人・求職者の結合を促進する観点等から、公共職業安定所における職業紹介業務の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

厚生労働省（都道府県労働局、公共職業安定所）

(2) 関連調査等対象機関

地方公共団体、NPO法人、民間職業紹介事業者、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

4 実施時期

平成22年12月～24年1月

（全国（実地）調査 平成22年12月～23年3月）